

# 亀山市不育症治療費助成について

亀山市では不育症治療を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るとともに、少子化対策に寄与することを目的とし、その費用の一部を助成します。

## 【交付対象者】

- ① 法律上婚姻している夫婦又は事実上の婚姻関係にある者（出生した子の認知を行う意向がある者に限る）
- ② 医療保険法各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその被扶養者
- ③ 申請時に夫婦の双方またはどちらか一方が亀山市の住民基本台帳に登録があること  
※市税の滞納等がある場合は、助成対象外になる場合があります。

## 【助成上限額】

10万円（100円未満の端数は切り捨て）

## 【助成の対象】

三重県知事が指定した医療機関および市長が指定した医療機関において夫婦が受けた医師が必要と認める不育症治療に要した経費

※ただし、次に掲げる経費は、助成の対象となりません。

- （1）医療保険各法の規定に基づく保険給付が適応される不育症治療に係る経費
- （2）食事代、入院費及び文書料に係る経費
- （3）出産（流産、死産等を含む）に係る経費
- （4）他の地方公共団体で助成されていた期間に係る不育症治療の経費
- （5）母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条及び「妊婦健康診査の実施について」(平成21年2月27日付け厚生労働省通知。雇児母発第0227001号)に基づき本市が実施する妊婦健康診査事業により助成を受けている経費

## 【助成回数】

1年度につき1回

## 【申請期限】

治療期間の終了日から起算して60日以内

（裏面もご覧ください）

## 【申請方法】

次の①～⑧を市窓口へ提出してください。

- ① 亀山市不育症治療費助成金交付申請書
- ② 亀山市不育症治療費助成金受診等証明書
- ③ 医療機関様発行の領収書（原本が必要）
- ④ 委任状（請求及び受領に関する委任）
- ⑤ 健康保険証（夫婦2人分のもの。原本が必要）
- ⑥ 戸籍謄本（夫婦共に亀山市民である場合は不要）
- ⑦ 婚姻の届出の受理証明書又は記載事項証明書（夫及び妻が外国人の場合）
- ⑧ 出生した場合の子の認知に関する意向書（事実上の婚姻関係の夫婦の場合）
- ⑨ 婚姻要件具備証明書又はこれに代わる書類（事実上の婚姻関係の夫婦で外国人の場合）

## ☆注意点

- ・申請時には、振込口座の通帳、印鑑（請求者と窓口来所者が異なる場合のみ）をご持参ください。
- ・申請書類の記入には、消せるボールペン、スタンプ（シヤチハタ等）は使用できません。
- ・申請に来所される前に、担当へご連絡いただきますようお願いいたします。

## 【助成申請後の流れ】

- ① 申請後、申請書の同意事項に基づき、必要な事項を調査します。
- ② 申請額を確定します。
- ③ 申請者の住所へ交付決定通知書、請求書を送付します。
- ④ 交付決定通知書、請求書の内容を確認し、請求書を記入し、市の窓口へ提出してください。
- ⑤ 請求書を提出後、1か月程度で申請時の指定口座に助成金を振り込みます。

### 【問い合わせ及び申請窓口】

亀山市総合保健福祉センター あいあい  
健康福祉部 子ども未来課 母子保健グループ  
電話：0595（98）5003  
FAX：0595（82）8180